



# 関ロータークラブ

URL <http://www.seki-rc.org/> E.mail [seki-rc@abelia.ocn.ne.jp](mailto:seki-rc@abelia.ocn.ne.jp)  
TEL (0575)22-9332 FAX(0575)22-9977

RID2630 ROTARY CLUB OF SEKI ■会長 藤井 淳 ■副会長 古田貴巳 ■幹事 三輪雄彦



2015~16 年度 国際ロータリーテーマ  
「世界へのプレゼントになろう ( Be a gift to the world )」  
RI 会長 K.R. “ラビ” ラビンドラン

2015~16 年度 関ロータークラブテーマ  
「 ONE FOR ALL , ALL FOR ONE 」 第 50 代会長 藤井 淳

第 2414 号

平成 28 年 4 月 26 日 (火)

### 前例会の記録 第 2413 回 4 月 20 日(水)18:30

「自然災害と保険」 会員卓話 山谷庸二様

- ◆開会点鐘
- ◆「それでこそロータリー」斉唱
- ◆会長挨拶 藤井淳



電子タバコとは、ニコチンを含んだ微量の溶液を数ボルトの電圧で加熱して蒸気化させ、それを吸引することで紙巻きタバコと同様な満足感を得ようという製品。2000 年代初頭に香港の企業が開発。日本では 2010 年のタバコ税増税をきっかけに注目されました。紙巻きタバコと似たような蒸気の「煙」が出るが、葉タバコの燃焼に伴う有害なタールなどは含まれず、ニコチンのみを吸入できるとうたわれました。

さらに吸引する溶液に、キャンディーやチョコレートといった多様な香料(フレーバー)が加えられるようになり、2014 年の WHO の報告書によれば、フレーバーの種類は 7764 種に上ったようです。「使用経験あり」と回答した喫煙者は、英国の調査で 2012 年 21.6%、13 年 34.3%、14 年 50.6%と急増しました。米国の別の調査でも、「使用経験あり」との回答が 10 年の 9.8%から 13 年では 36.5%に増加しています。急速な普及の一方で問題も顕在化してきており、その 1 つが未成年への浸透です。米国では 2013 年で高校生の 11.9%、中学生の 3.0%が「使用経験あり」と回答、現在も使っているとの回答も高校生では 4.5%ありました。またニコチン溶液を乳幼児が誤飲して急性ニコチン中毒になった事件も増えました。米疾病対策センター(CDC)によれば、電子タバコに関連した米国内の中毒センターへの相談が、2010 年 9 月は 1 件だけでしたが、14 年 2 月は 215 件に上りました。日本でも、自殺企図で電子タバコのニコチン溶液を飲み救急搬



送されたケースが学会報告されています。そこで欧米では、相次いでタバコ製品に準じた規制を導入し始めました。欧州連合(EU)では 2014 年に改訂された「タバコ製品指令」

(Tobacco Product Directive) の中で、ニコチンを含む電子タバコに関しては、その濃度や容量の制限、依存性などに関する警告表示、広告の制限、製品の登録制など広範な規制を定めました。これらは 16 年 5 月までに、加盟各国での実施が求められています。急速に普及した理由は、電子タバコは紙巻きタバコより健康への害が少ないという主張が説得力を持っているためです。確かに紙巻きタバコの煙に比べれば有害物質は少ないと想像できるし、電子タバコによって禁煙や節煙が可能という研究結果も発表されています。日本ではニコチンを含む製品は医薬品医療機器等法(旧薬事法)で規制されているので、国内で販売できるものはニコチンを含まない製品のみ。例外として本人が使用する範囲であれば個人輸入は可能なので、海外のウェブサイトや個人輸入代行業者を通じてニコチン含有製品を購入することはできます。だが国立保健医療科学院が分析したところ、一部の電子タバコの蒸気から、健康に問題となる量のアルデヒド類が検出されました。15 年 5 月 21 日、厚生労働省の研究班は、国内で流通する 9 銘柄のうち 4 銘柄で、蒸気から高濃度の発ガン性物質ホルムアルデヒドが検出されたとの調査を発表しました。一部の溶液からは、国内販売では認められていないニコチンが検出されています。ニコチンを含まないと称して販売されていた溶液 103 製品を分析した結果、半数近い 48 製品でニコチンを検出しました。一方、研究班は国内の使用実態を初め

て調査。回答のあった15～69歳の約8000人のうち使用経験があったのは6.6%でした。今後さらに使用者が増える可能性もあるとみています。このように一見して煙が無い分、普通のタバコより電子タバコの方が発ガンリスクが少ないと思いがちですが、必ずしもそうではない事を理解しておいた方が良さそうです。

#### ◆委員会報告

◎出席委員会 委員 塚田浩孝

会員46名中 出席17名 出席率38.64%

◎ニコボックス委員会 委員 西本理美

会長・副会長・幹事の皆さん・・・本日、古田副会長の代理、大澤次期副会長、お疲れ様です。ありがとうございます。山谷さん、卓話よろしくお願ひ致します。「自然災害と保険」とのことですが、熊本地震レベルが起きたときの保険業界の見解などお聞かせ下さると幸いです。

山谷庸二さん・・・本日、急遽卓話をさせていただきます。何せ準備不足ですので、ロータリアンの友情をもってあたたかく見守っていただければと思います。ヒット・ホームランを打たない代打ですのでよろしくお願ひ致します！

山村、杉浦、後藤、池村、西本の皆さん・・・山谷さん、急遽の代打ですが卓話楽しみにしています。

加藤浩二さん・・・本日は私の体調のために、藤井会長をはじめとする3役やロータリーメンバーの皆様に大変ご心配とご迷惑をおかけしました。何より、急遽、私の代わりに卓話を快く引き受けていただいた山谷さんには心より感謝申し上げます。本日の卓話、何卒よろしくお願ひします。最後に、本日担当の大澤さんには何かとご苦勞をおかけして申し訳ありませんでした。

古田貴巳さん・・・本日、会議のため欠席いたしますこと誠に申し訳ございません。大澤次年度副会長には本日の例会担当に加えて副会長代理をしていただき、大変ご迷惑をおかけしますがよろしくお願ひします。また18日に48回目の誕生日を迎えることが出来ました。皆様からのお祝いの言葉に大変感謝申し上げます。誠にありがとうございました。これからもよろしくお願ひいたします。

塚田浩孝さん・・・17日(日)高山に地区研修協議会に行つてまいりました。

臼田、尾崎、長村、佐藤、今峰の皆さん・・・4月18日は加藤照彦さんのホストによるIGMが行われました。長村先輩の懐かしい話と臼田さんのハワイでの失敗談、楽しい話題で時間が過ぎました。加藤さんありがとうございました。

#### ◆「自然災害と保険」会員卓話 山谷庸二様

今日は、何を話そうかと迷っていました。先週おきました熊本地震については連日ニュースなどで被害状況等が流れておりますので皆さんも今の被災地の様子はお分かりだと思います。そこで今日は「地震」保険について少しお話をさせていただきます。少しでもお



役に立てればと思います。「地震保険」とは、名前の通り地震・噴火・津波を直接または間接の原因とする火災・損壊・埋没・流出による損害を補償するものです。対象となるものは居住用建物、またはその建物に収容されている家財を対象としております。したがって皆様の

会社や工場等は対象外となっております。一部地震を担保する特約等ありますがかなり高額であり引き受けできる保険金額も上限がございます。基本的には、国民生活の基盤を守るという理念があり住居に限るものとしております。普通の自動車保険などは各保険会社が独自に商品開発・保険料率を算定しお客様へ提供しておりますが、地震保険は極めて公共性の高いものですので、法律に基づいて、政府と民間保険会社が共同で運営してまいりますので利益という概念はありません。契約者からの保険料を準備金としてプールしております。なぜ、地震保険が必要かということ、大きな理由として、通常の火災保険では地震による火災は保障されないからです。なぜかといと、次の3点から通常の損害保険になじまない性質をもっているからです。

①発生時期、頻度の予測の困難性

②巨大損害の可能性

③広域災害の可能性

があるからです。よって政府と民間の共同運営による地震保険が必要なのです。1964年の新潟地震の時に、地震保険創設の要望が高まり、1966年に全損のみ保障、加入限度額は建物90万、家財60万という保障でスタートしました。1980年に全損に加え、半損も保障となり加入限度額が建物1000万、家財500万となりました。1996年に現行の保障である全損、半損、一部損 建物5000万家財1000万保障の姿となりました。保険料は各県により違い、地震のリスクの高いと思われる地域は保険料が高く設定されております。数年に1回この料率は政府により変更されます。政府も地震保険加入へ力をいれております。建物が昭和56年6月1日以降に新築されたものであれば10%割引、免震建物(住宅の品質確保の推進等に関する法律に基づくのが原則)であれば50%割引、耐震等級により50%から10%の割引が適用されます。加入率を上げるためこのような策がとられております。ここまで来ると、みなさんから出る言葉は「地震の時に支払すぎて保険会社がつぶれないの?」というものです。「あんしんしてください」ここからは、保険金の支払いについてお話致します。生じた損害について、全損の場合は地震保険金額の100%、半損の場合は地震保険金額の50%、一部損の場合は5%の支払いになります。これは、1件1件細かく査定することが出来ないため3段階の支払いでどんどん査定していく方法となります。先の東北地震では、東京海上日動では述べ

全国から3500人を増員、一人1日10件ほど回るペースだったそうです。ここでジレンマも発生します。3段階評価なので、実際被害があっても該当しないケースも多々ありことです。この査定方法も改善するという動きも出ていますが、まだ現行の基準のままです。そこで実際査定に行った保険会社の社員さんに聞くと、家財に地震保険を付けてください！とのこと。散乱した家財をそのままにするかはほぼいなく、かたづけませす。査定に行った際は、自己申告での査定となりますので、お支払いがスムーズとのこと。皆様の保険も少し見直してください！1回の地震等による支払総額の上限はいくらか想像つきますか？11.3兆円です。関東大震災クラスの大地震が発生しても支払いに支障がないように設定されています。また、あまり耳にすることは無いと思いますが、政府再保険というシステムをとっております。これは①1災害による損害が保険会社の担保力を大幅に上回る巨額なものにあるおそれがあること。②災害発生時期や発生頻度の予測がきわめて困難なため大数の法則に乗りにくい、という考えから政府再保険というシステムがとられています。しかし、万が一この11.3兆円の支払い額を超えた場合は、一律削減されます。簡単に有と11.3兆円を超えた金額の割合に応じて皆さんが受け取れる金額も一律下げるとのことです。たとえば5%上限を超えた場合、みなさんの地震保険金額が1000万だったとし、このような場合は950万の支払いになるというわけです。計算式は、「算出された保険金の額×算出された保険金の総額分の11.3兆円」となります。損害額が1153億円以下の場合全額民間保険会社、1153億円～4379億円の場合民間保険会社50%、政府50%、4379億～11.3兆円の場合民間保険会社0.3%、政府99.7%という負担割合となっております。2015年3月31日現在で、地震による保険金の支払い金額が次のとおりです。2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は1兆3061億円、1995年1月17日に発生した阪神淡路大地震は783億円となっております。この額を見て頂いて、先ほどお話しした地震保険金最大金額11.3兆円と比べてみてもまだまだ十分な支払能力があります。万が一に備え保険会社、政府が共同で運営している地震保険は万全の態勢をとっております。ただ、今回の熊本の地震が東京、大阪、名古屋などの密集地で発生していた場合、被害はもっと甚大になっていただろうと思います。こういった大都市地震にも対応できるように今後地震保険の保険料の改定等が盛り込まれると自分は予測しております。保険の基本理念「相互扶助」そのものだと思います。都道府県別の地震保険世帯加入率についてお話をさせていただきます。

2010年度東京 30.5% これが2014年では35.6%  
2010年度愛知 35.3% これが2014年では38.7%  
2010年度岐阜 27.8% これが2014年では32.5%  
となっております。都市型直下型地震などにそなえて

加入率は年々増加しております。日本損害保険協会、日本保険代理業協会などの団体で全国的にも地震保険の案内を積極的に行っておりますので、未加入の方は是非ご検討をしてください。地震保険とは別の話になりますが、このような大規模災害時には保険会社も被災者救済という意味で特別の対応をとることがあります。生命保険協会は、今回の熊本地震の被災者においては、契約者のお申し出があれば保険料の払い込みを最長6か月猶予する措置をとっています。また、通常死亡保険は地震、噴火に伴う事故は免責ですが、地震による免責条項等を適用せず給付金をお支払する措置をとっております。業界全体でできるだけお支払できる範囲であれば救済の意味を含めてお支払の特別措置をとるように動いております。最近、地震や豪雨による土砂災害など様々なところで頻発しております。そういった場合でもご契約者の方に保険金をお届けするために、保険業界全体として取り組んでおります。健全な保険業の営みの為、適切な保険料率を算定し、皆様にご提供しております。よって継続時に保険料が高くなっていることも多々ありますが、こういった背景があることをご理解頂ければと思います。しかし、健全でなければいけない業界ですが、最近問題となっているのが、「保険金が使えない」という住宅修理サービスをする業者によるトラブルであります。手口は以下のとおりです。家の外観などをみて、樋や屋根や外壁をみて、破損等があれば

①保険を使えば無料で修理できますよ！と持ちかけ契約してしまいます。その後、保険会社の査定により支払対象外、もしくは一部のみ容認により自己負担が発生するケース。②経年劣化による破損を先日の台風のせいにして保険金を請求しちゃいましょう！という持掛けです。これも保険会社の査定部が見れば偶然な破損か経年劣化によるかはすぐわかります。このようなケースはこの関市においても多発しております。実際自分も何回も経験しております。毎年会社名を変えて訪問したり、いろいろです。こういった案件で保険金の支払いが増えれば当然、皆様の保険料にも反映してきます。このような疑わしい案件等ありましたら、日本損害保険協会までご連絡ください。よろしく願いいたします。

#### ◆幹事報告

◎例会変更と休会通知

・関中央RC・可茂RC

次例会のご案内 5月10日(火)  
「知らないと損をする経費の世界  
～固定費削減の具体的手法について～」  
株式会社 TRYLink 中谷基之様  
担当：新世代委員会 5/3は法定休日

\*\*\*\*\*  
例 会：毎週火曜日 12:30 (第3週は水曜日に18:30)  
例会場：岐阜県関市本町6-20 大垣共立銀行関支店2F  
事務局：岐阜県関市平和通7-10-25 アメリカ